

事故救済制度に関する専門部会の検討状況について

【開催状況】

○2025 年度第 1 回：2025 年 8 月 18 日（月）

- ・ 事故救済制度の実施状況
- ・ GPS 端末の損壊・紛失時の補償について

○2026 年度第 1 回：2026 年 7 月 22 日（水）

- ・ 事故救済制度の実施状況
- ・ 事故救済制度の広報および申込書類の改善
- ・ 神戸モデル第 4 期に向けて

【議論内容】

○GPS 端末の損壊・紛失時の補償

- ・ 認知症と診断された方を対象に GPS 端末を貸し出しているが、端末（受託品）の損壊や紛失が発生する可能性がある。
- ・ 受託品が賠償責任保険の補償対象となるかどうかは、事業者によって異なり、現契約（損害保険ジャパン（株））は、損壊は補償対象であるが、紛失は補償対象外となっている。
- ・ 次期契約において、損壊・紛失への補償を盛り込むべきか。

決定した方向性

- ・ 引き続き継続して検討。

主な意見

- ・ 認知症だからこそ紛失が起こるため、補償対象に含めていくべきではないかという発想がある一方、転売するような悪意に基づく使用も懸念される。
- ・ 損壊は不可逆的なものだが、紛失は後から見つかって出てくる可能性がある以上、補償対象とするのは難しく、損壊のみを補償対象とする現在の仕組みは合理的だ。
- ・ 評価されている事故救済制度の中で、貸し出された物の紛失だけ例外的に取り扱われるのは制度として優しくないかもしれない。

○事故救済制度の広報および申込書類の改善

- ・ 診断助成制度に比べ事故救済制度は認知率が低くなっており、効果的な広報を検討。
- ・ 合わせて、利用申込書類を記入しやすいよう、改善案を検討。

決定した方向性

- ・ 制度加入につながるよう、内容やタイミングを考慮して情報提供を行う。

主な意見

- ・認知症の診断時に事故救済制度を案内しているが、その段階では「今は大丈夫」と答える方もいる。
- ・認知症の診断直後は診断を受け入れられない人も多く、その時点で事故救済までは考えられない人がいるのではないかな。

○神戸モデル第4期に向けて

- ・今後、神戸モデル第4期（令和10年～12年）を検討するにあたり、現行の事故救済制度で見直すべき点がないかを検討。

決定した方向性

- ・現行の「見舞金（給付金）」と「賠償責任保険」の2階建て方式を基本として、第4期に向けて検討していく。

主な意見

- ・見舞金（給付金）は家族内の事故も対象であり、介護する家族の安心につながっているのではないかな。
- ・賠償責任がない場合にも被害者を救済できる制度を作るという議論の原点から見舞金（給付金）制度が誕生し、そこから賠償責任保険との2階建て方式になったプロセスがあり、独自の特徴で良いと思う。
- ・財源の確保で課題があれば、賠償責任保険の最高額（2億円）を見直しても良いかもしれないが、2階建て方式は維持すべきである。